

## 長期代船建造計画策定要領

平成 30 年 3 月 30 日 29 水推第 1221 号 制定  
令和 5 年 3 月 29 日 4 水推第 1570 号 改正  
令和 6 年 3 月 29 日 5 水推第 1775 号 改正  
令和 7 年 3 月 31 日 6 水推第 1630 号 改正  
令和 8 年 4 月 7 日 7 水推第 1655 号 改正  
水産庁長官通知

### 第 1 趣旨

漁船漁業は我が国漁業生産量の約 7 割を担っているが、近年、外国漁船との間での漁場や資源をめぐる競合の激化、我が国周辺水域での資源水準の低迷、燃油や漁業用生産資材の価格高騰等といった厳しい経営環境が続いている。このような中で、特に生産の基盤となる漁船の老朽化の進行により生産構造が脆弱化しており、国民への水産物の安定供給の確保に支障をきたす懸念が生じている。

平成 29 年 4 月 28 日に閣議決定された水産基本計画においては、漁船の高船齢化による生産性等の低下や、メンテナンス経費の増大に加え、居住環境等が問題となっており、高性能化、大型化による居住環境の改善や安全性の向上等が必要であると指摘され、造船事業者の供給能力が限られている現状も踏まえ、今後、高船齢船の代船を計画的に進めていくために、漁業者団体が代船のための長期的な計画（以下「長期代船建造計画」という。）を示すとともに、国としても、長期代船建造計画の円滑な実施と国際競争力の強化の観点から、必要な支援を行うこととされ、平成 30 年度から令和 4 年度の 5 年間に於いて、漁船建造を計画的に実施した。

今般、令和 4 年 3 月 25 日に閣議決定された新たな水産基本計画においては、令和 14 年における政府目標として、食用魚介類の自給率目標 94%を掲げるとともに、本基本計画の目標達成に向けて、（１）「海洋環境の変化への適応」として、漁業構造改革総合対策事業の活用等、多目的漁船や省エネ型漁船等の次世代型漁船への転換推進、（２）「遠洋漁業の構造改革」を進め、将来にわたって収益を確保できる経営体の育成が求められるとして、操業の効率化等を実現するための代船建造等の改善方策の検討・展開を図ることとされた。

そのため、国としても、水産基本計画に合致した長期代船建造計画の期間を延長した新たな長期的な計画（以下「長期代船建造計画（第 2 期）」という。）の作成を推進することにより、中長期的に多目的漁船や省エネ型漁船等の次世代型漁船の建造見通しが示されることで、造船事業者においても計

画的な雇用確保や資材発注等が可能となり、効率的かつ安定的な漁船建造に寄与することが期待される。

この通知は、以上のような背景を踏まえ、漁業者団体による長期代船建造計画（第2期）の策定と実行を円滑に進めるため、その策定方法、内容等について定めるものである。

## 第2 長期代船建造計画の策定

- 1 漁業者団体（全国組織とする。以下同じ。）が主体となって、別記様式第1号により長期代船建造計画（第2期）を策定することとする。
- 2 長期代船建造計画（第2期）の策定に当たっては、対象漁業者のほか、造船、金融、流通・加工、学識経験者、行政等で構成される協議会（以下「代船建造協議会」という。）を設け、関係者からの意見を聴くとともに、各漁業者団体を会員とする組織を通じ、各漁業者団体が取りまとめた代船建造予定隻数等について情報交換・調整を行うこととする。
- 3 計画期間は、令和5年度から令和9年度までとする。
- 4 長期代船建造計画（第2期）には、以下の事項を記載することとする。
  - (1) 長期代船建造計画（第2期）の策定目的
  - (2) 当該漁業をめぐる現状及び課題
  - (3) 対象資源の動向及び資源管理の取組
  - (4) 使用漁船の現況
  - (5) 今後の代船建造に当たっての考え方
  - (6) 関係造船所の状況
  - (7) 代船建造等の予定隻数
  - (8) 代船建造等に取り組む予定漁業者リスト
  - (9) 代船建造等を円滑化するための取組
  - (10) 代船建造により見込まれる効果
  - (11) 活用を予定している関連施策
  - (12) その他

## 第3 水産庁長官による長期代船建造計画（第2期）の確認

- 1 長期代船建造計画（第2期）を策定した漁業者団体は、別記様式第2号により水産庁長官に確認申請を行うものとする。水産庁長官は、提出された長期代船建造計画（第2期）について、次に掲げる要件のすべてを満たすと認めるときには、漁業者団体に対して当該計画を確認した旨を通知するものとする。
  - (1) 当該漁業や資源をめぐる状況を踏まえた計画として妥当であること。
  - (2) 当該漁業で使用する漁船の居住性、安全性及び作業性の向上並びに当

該漁業の収益性向上に資する計画であること。

- (3) 代船建造等の予定隻数が造船事業者の供給能力等からみて妥当であること。
  - (4) 漁業調整上の観点から支障がないと認められること。
  - (5) 水産基本計画に掲げる多目的漁船や省エネ型漁船等の次世代型漁船の方向性等、国の施策に整合していること。
  - (6) 当該漁業者団体が作成する以下の関連施策の計画等と整合していること。
    - ① 資源管理協定（漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 124 条の規定に基づき、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けたもの）
    - ② 漁業構造改革総合対策事業の改革計画（漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 水管第 2908 号水産庁長官通知）第 2 の 2 に基づき中央協議会の認定を受けたもの）
    - ③ 漁業・養殖業復興支援事業の復興計画（漁業・養殖業復興支援運営事業実施要領（令和 8 年 4 月 7 日付け 7 水推第 1633 号水産庁長官通知）第 2 の 2 に基づき中央協議会の認定を受けたもの）
    - ④ 漁船漁業構造改革広域プラン（広域浜プランの策定及び関連施策の連携について（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 水港第 2627 号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 2 に基づき水産庁長官の承認を受けたもの）
- 2 長期代船建造計画の確認を受けた後に内容の変更を行う場合には、1 に準じて水産庁長官に確認申請を行うものとする。ただし、代船建造等を行う予定年度の一部見直し等、軽微なものである場合は、水産庁長官への報告をもってこれに代えることができるものとする。
  - 3 長期代船建造計画の確認後において、1 の（1）から（6）までに掲げる要件を満たさないことが判明した場合、水産庁長官は長期代船建造計画の確認を取り消すことができるものとする。

#### 第 4 長期代船建造計画の見直し及び報告

- 1 長期代船建造計画を策定した漁業者団体は、計画期間中の進捗状況、当該漁業をめぐる状況や関連施策の動向等を代船建造協議会に定期的に報告し、関係者の意見を聴いた上で長期代船建造計画について必要な見直しを行うこととする。
- 2 長期代船建造計画を策定した漁業者団体は、計画の進捗状況について、各年度終了後 2 か月以内に別記様式第 3 号により水産庁長官に報告するものとする。

## 第5 長期代船建造計画の推進指導等

国は、策定された長期代船建造計画が円滑に実施されるよう、また、関連施策が効果的に実施されるよう、漁業者団体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

附 則（令和5年3月29日4水推第1570号）

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（令和6年3月29日5水推第1775号）

この通知は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日付け6水推第1630号）

この通知は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月7日付け7水推第1655号）

この通知は、令和8年4月7日から施行する。

【別記様式第1号】

〇〇〇〇漁業長期代船建造計画（第2期）

計 画 策 定 者	漁 業 者 団 体 の 名 称	
	代 表 者 の 役 職 及 び 氏 名	
	住 所	
計 画 策 定 年 月	〇〇年〇〇月	
計 画 期 間	〇〇年度 ~ 〇〇年度	

## 1 目的

※ 当該漁業における長期代船建造計画（第2期）の策定目的を記載すること。

## 2 当該漁業をめぐる現状及び課題

※ 操業海域、対象魚種、操業パターン、漁獲量及び金額、漁船数、乗組員、漁獲物の流通・販売、外国漁船との競合、関係する国際協定等についての現状及び課題、当該漁業の将来的な見通し等について記載すること。

## 3 対象資源の動向及び資源管理の取組

※ 当該漁業が主に対象とする資源の動向、公的資源管理措置、自主的な資源管理の取組等を記載すること。

## 4 使用漁船の現況

※ 当該漁業で使用される漁船のトン数別隻数、船齢構成、今後必要となる代船建造に関する見通し等を記載すること。

## 5 今後の代船建造に当たっての考え方

※ これまでの代船建造の取組及びその総括を記載すること。

※ 計画期間中に代船建造に取り組む漁船の代表的な仕様及びコンセプト（写真や図等を適宜添付すること。）、省エネ、多目的、居住性、安全性並びに作業性向上等の考え方等を記載すること。

## 6 関係造船所の状況

※ 関係造船所の状況、当該漁業への漁船の供給能力等を記載すること。

7 代船建造等の予定隻数（年度別竣工予定隻数）

漁船類型	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	(参考) 〇〇年度	備考
〇〇海区 〇〇型 〇〇型							
〇〇海区 〇〇型 〇〇型							
〇〇海区 〇〇型 〇〇型							

※ 漁船類型は、船種、操業海区、トン数、操業方法等の漁業実態を踏まえて適宜分類すること。

※ 中古漁船を取得する場合には、その隻数を（ ）で記載すること。

8 代船建造等に取り組む予定漁業者リスト

※ 計画期間中に代船建造等に取り組む予定の漁業者名を記載すること。

9 代船建造等を円滑化するための取組

※ 共通仕様での漁船建造、共同発注等の代船建造等を円滑に推進するための取組を記載すること。

10 代船建造により見込まれる効果

※ 省エネ・省コスト、省人・省力化、収益性の向上、居住性、安全性及び作業性等の労働・居住環境の改善並びに資源管理の推進等の代船建造により見込まれる効果を記載すること。

11 活用を予定している関連施策

※ 長期代船建造計画（第2期）の実施に当たって活用を予定している関連施策を記載すること。ただし、本項目への記載をもって当該施策の活用を確約するものではない。

12 その他

（参考1）長期代船建造計画の策定に係る経緯

時期	会議名等	活動内容・成果

(参考2) ○○○漁業長期代船建造計画（第2期）代船建造協議会委員名簿

分野	構成機関名	役職	氏名	備考
漁業				
造船				
金融				
流通・加工				
学識経験者				
行政				

※ 以上のほか、必要な参考資料、データ等を添付すること。

【別記様式第2号】

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

漁業者団体の名称  
代表者の役職及び氏名

〇〇〇〇漁業長期代船建造計画（第2期）（変更）の確認申請について

長期代船建造計画策定要領（平成30年3月30日付け29水推第1221号水産  
庁長官通知）第3の1（※第3の2）の規定に基づき、下記のとおり、〇〇〇  
〇漁業長期代船建造計画（第2期）（※変更）の確認を申請する。

記

添付書類 〇〇〇〇漁業長期代船建造計画案

新旧対照表（※注1）

変更理由書（※注2）

※ 変更の確認申請の際に記載・添付すること。

【別記様式第3号】

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

漁業者団体の名称  
代表者の役職及び氏名

〇〇〇〇漁業長期代船建造計画（第2期）進捗状況報告書

長期代船建造計画策定要領（平成30年3月30日付け29水推第1221号水産庁長官通知）第4の2の規定に基づき、下記のとおり、〇〇〇〇漁業長期代船建造計画（第2期）（令和〇〇年〇〇月〇〇日策定）の進捗状況を報告する。

記

1 代船建造等の進捗状況

※ 長期代船建造計画（第2期）に基づく代船建造等の進捗状況を別紙として記載し、当初計画から進捗が遅れている場合等にはその要因分析等を記載すること。

2 代船建造に活用した施策

公庫資金の場合、適用した特例措置まで記載すること。

3 代船建造により得られた効果

※ 省エネ・省コスト、省人・省力化、収益性の向上、居住性、安全性及び作業性等の労働・居住環境の改善並びに資源管理の推進等の効果について記載すること。

4 今後の取組

※ 1及び2については毎年度終了後2か月以内に報告し、3及び4については計画期間終了後2か月以内に報告すること。

※ 以上のほか、必要な参考資料、データ等を添付すること。

(別紙) 代船建造等の進捗状況 (年度別竣工隻数)

漁船類型	〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度		(参考) 〇〇年度	備考
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	
〇〇海区 〇〇型 〇〇型												
〇〇海区 〇〇型 〇〇型												
〇〇海区 〇〇型 〇〇型												

※ 漁船類型は、長期代船建造計画における漁船類型とすること。

※ 中古漁船を取得した場合には、その隻数を ( ) で記載すること